

成田市地域防災計画新旧対照表【大規模事故対策計画】

現行		改正案	
<b>第3章 大規模事故対策計画</b> <b>第1節 大規模事故対策の基本方針</b> (略) <b>■本章の構成</b>		<b>第3章 大規模事故対策計画</b> <b>第1節 大規模事故対策の基本方針</b> (略) <b>■本章の構成</b>	
各計画	内 容	各計画	内 容
航空機事故対策計画	航空機災害に対する事前対策、応急対策について定めたもの	航空機事故対策計画	航空機災害に対する事前対策、応急対策について定めたもの
大規模火災対策計画	大規模火災に対する事前対策、応急対策について定めたもの	大規模火災対策計画	大規模火災に対する事前対策、応急対策について定めたもの
林野火災対策計画	林野火災に対する事前対策、応急対策について定めたもの	林野火災対策計画	林野火災に対する事前対策、応急対策について定めたもの
危険物等の事故対策計画	危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物等の災害に対する事前対策、応急対策について定めたもの	危険物等の事故対策計画	危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物等の災害に対する事前対策、応急対策について定めたもの
鉄道事故対策計画	鉄道事故に対する事前対策、応急対策について定めたもの	鉄道事故対策計画	鉄道事故に対する事前対策、応急対策について定めたもの
道路事故対策計画	道路事故に対する事前対策、応急対策について定めたもの	道路事故対策計画	道路事故に対する事前対策、応急対策について定めたもの
放射性物質事故対策計画	放射性物質事故（原子力施設事故を含む）に対する事前対策、応急対策及び災害復旧対策について定めたもの	放射性物質事故対策計画	放射性物質事故（原子力施設事故を含む）に対する事前対策、応急対策及び災害復旧対策について定めたもの
		大規模停電事故災害対策計画	大規模停電事故に対する事前対策、応急対策について定めたもの

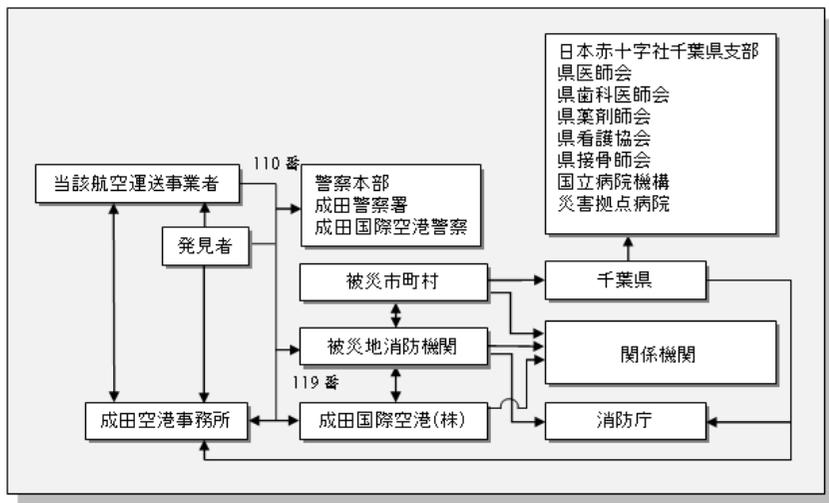
現行	改正案
<p data-bbox="237 288 607 320">第2節 航空機事故対策計画</p> <p data-bbox="327 336 551 368">■対策の基本方針</p> <div data-bbox="241 376 1081 823" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="253 392 1070 568">➤ 本節は、航空機災害が発生した場合を想定し、国土交通省が定める防災業務計画に準拠して、関係行政機関、医師会、航空会社及び事業所等が、緊密な協力の基に、消火救難及び災害医療活動等を迅速かつ適切に実施するものとする。</li> <li data-bbox="253 584 1070 807">➤ 本節は、応急対策計画に関して、市や防災関係機関の処理すべき事務又は業務も明示したものであり、復旧対策については、基本的に事故の原因者が実施するものとするが、対応できない場合は「共通編 第3章 災害復旧・復興計画」に準ずるものとする。</li> </ul> </div> <p data-bbox="241 1222 465 1254">1 応急活動体制</p>	<p data-bbox="1111 288 1480 320">第2節 航空機事故対策計画</p> <p data-bbox="1200 336 1424 368">■対策の基本方針</p> <div data-bbox="1115 376 1955 1158" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1126 392 1944 568">➤ 本節は、航空機災害が発生した場合を想定し、国土交通省が定める防災業務計画に準拠して、関係行政機関、医師会、航空会社及び事業所等が、緊密な協力の基に、消火救難及び災害医療活動等を迅速かつ適切に実施するものとする。</li> <li data-bbox="1126 584 1944 807">➤ 本節は、応急対策計画に関して、市や防災関係機関の処理すべき事務又は業務も明示したものであり、復旧対策については、基本的に事故の原因者が実施するものとするが、対応できない場合は「共通編 第3章 災害復旧・復興計画」に準ずるものとする。</li> <li data-bbox="1126 823 1944 1142">➤ <u>成田国際空港及び空港周辺において、航空機災害が発生した場合、また、発生する恐れのある場合に、関係機関が連携し、その拡大を防御し、被害の軽減を図る必要がある。このため、迅速かつ適切な消火救難活動及び医療救護活動を実施するとともに、空港の可及的速やかな正常運用への復旧を図るため、「成田国際空港航空災害対策協議会」が定める「成田国際空港航空機事故緊急活動計画」に基づき対処する。</u></li> </ul> </div> <p data-bbox="1115 1222 1339 1254">1 応急活動体制</p>

現行

市は、成田国際空港(株)及び成田空港事務所による関係機関との連絡調整の下、大規模事故対策の基本方針により活動に当たる。

2 情報収集・伝達体制

■情報伝達経路

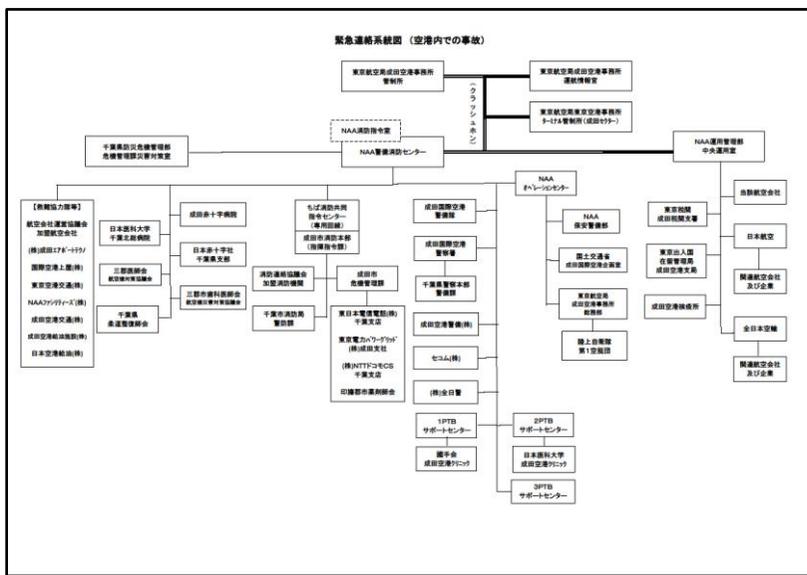


改正案

市は、成田国際空港(株)や消防機関、警察機関、自治体等の関係機関による「成田国際空港航空災害対策協議会」が策定する「成田国際空港航空機事故緊急活動計画」により活動に当たる。

2 情報収集・伝達体制

(成田国際空港区域内の場合)



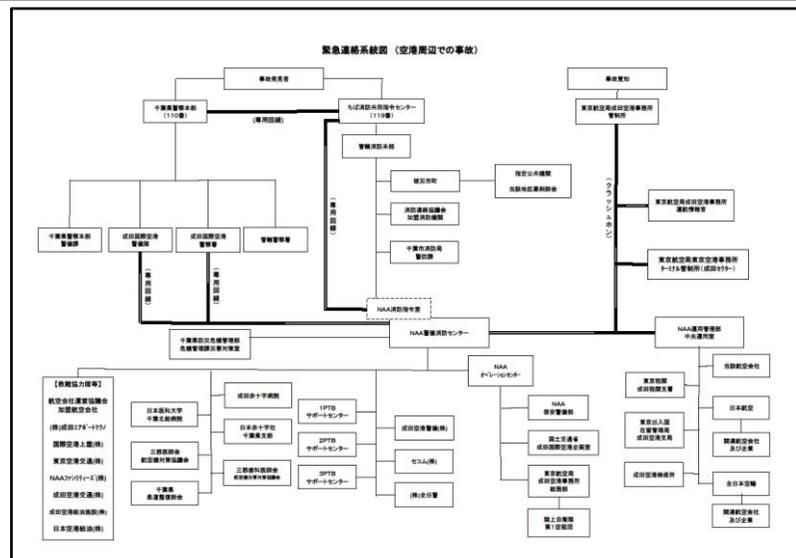
(成田国際空港区域周辺の場合)

現行

改正案

(略)

(新設)



(略)

**第9節 大規模停電事故災害対策計画**

項目	担当
1 情報の収集・伝達	対策本部事務局、東京電力パワーグリッド(株)、各通信事業者
2 応急対策	対策本部事務局、土木部、経済部、東京電力パワーグリッド(株)、各通信事業者

現行	改正案
	<p><b>■対策の基本方針</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>令和元年度房総半島台風において、暴風による倒木等を原因とする断線や電柱の倒壊により、大規模な停電が長期間発生し、市民生活に大きな影響を与えることとなった一方で、多くの教訓を得た。</u></li> <li>➤ <u>そこで、本節では、停電に強いまちづくりを実現するため、地震、風水害その他の原因により、市域を含む広域かつ長期間の停電を想定し、停電発生時における被害軽減や迅速な復旧を図るための応急対策を定める。</u></li> </ul> </div> <p><b>1 情報の収集・伝達</b></p> <p><b>(1) 情報連絡体制の確保</b></p> <p><u>停電情報の収集及び対策の検討を円滑に行うため、東京電力パワーグリッド（株）や通信事業者等は、市に対し、ホットラインの開設や連絡調整員を派遣する。</u></p> <p><u>東京電力パワーグリッド（株）の連絡調整員の派遣がされた場合、停電情報の収集に努める。</u></p> <p><b>(2) 停電情報の収集・伝達</b></p> <p><b>ア 東京電力パワーグリッド（株）</b></p> <p><u>東京電力パワーグリッド（株）は、高圧線・低圧線・引込線の破損等を原因とする停電について、システムによる確認・市民等からの通報・検針員による確認等により情報を収</u></p>

現行	改正案
	<p><u>集するとともに、関係機関に連絡・ホームページへの情報公開に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、停電の復旧時期について、可能な限り正確に見極め、公表するよう努めるものとする。</u></p> <p><b><u>イ 市</u></b></p> <p><u>市は、東京電力パワーグリッド（株）から停電状況について情報を収集するとともに、市への通報等による情報、市職員によるプッシュ型のローラー調査等により、戸別の停電状況を把握するよう努め、それらの情報を東京電力パワーグリッド（株）と共有する。なお、ローラー調査等の際、被災者、特に要配慮者の健康支援や物資の供給も併せて実施するものとする。</u></p> <p><b><u>2 応急対策</u></b></p> <p><b><u>（１）停電復旧作業</u></b></p> <p><u>東京電力パワーグリッド（株）は、復旧作業に注力する。</u></p> <p><u>停電解消の妨げとなる倒木等が多数あり、東京電力パワーグリッド（株）のみで対応が困難である場合は、土木部、経済部、他地区の電力会社、自衛隊等の協力を得て、可能な限り迅速な復旧に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市は、復旧作業員に対し、必要に応じて、宿泊施設等の提供等の支援を検討する。</u></p>

現行	改正案
	<p><u>(2) 通信手段の確保</u></p> <p><u>ア 市及び関係機関</u></p> <p><u>①非常用電源の配備</u>  <u>各施設において、非常用電源を配備することにより、業務の継続性を確保するとともに、給電機能を確保する。</u></p> <p><u>②複数の通信手段の確保</u>  <u>電源設備の故障等に備え、複数の通信手段の確保に努める。</u></p> <p><u>③市民等の通信環境の整備</u></p> <p><u>・通信機器等の提供</u>  <u>各避難所において、災害時用公衆電話を設置することにより、市民の通信手段の確保に努める。</u>  <u>通信事業者は、不通地域における特設公衆電話の運用・追加設置や電源車・移動基地局車等の配備等を検討する。</u></p> <p><u>・充電環境の提供</u>  <u>市民の通信手段の要である携帯電話やスマートフォンの充電等に対応するため、市役所や指定避難所等において、充電環境を整備する。</u></p>

現行	改正案
	<p data-bbox="1252 288 1939 416"><u>東京電力パワーグリッド（株）・通信事業者等は、マルチチャージャー等の充電機器の貸出・供与を検討する。</u></p> <p data-bbox="1196 432 1323 464"><b><u>イ 市民等</u></b></p> <p data-bbox="1196 480 1955 655"><u>市民等は、通信機器を常に使用できる環境を維持するため、避難又は外出する際、携帯電話やスマートフォンの充電機器等を携帯し、外出先の充電環境を提供している施設等で充電するよう努める。</u></p> <p data-bbox="1155 719 1395 751"><b><u>(3) 燃料等の確保</u></b></p> <p data-bbox="1196 767 1379 799"><b><u>ア 燃料の確保</u></b></p> <p data-bbox="1196 815 1955 943"><u>市は、停電により燃料供給が滞ることに備えるため、協定その他の方法により、非常用発電機や自動車等への給油用の燃料の確保に努める。</u></p> <p data-bbox="1196 959 1547 991"><b><u>イ 電源車等による電力供給</u></b></p> <p data-bbox="1196 1007 1955 1182"><u>電源を喪失した施設に対し、電源車の配備を検討する。電源車については、東京電力パワーグリッド（株）に対して配備を要請する。配備（派遣）先の選定は、医療施設や福祉施設等、生命の危険に直結するような施設を優先する。</u></p> <p data-bbox="1196 1198 1955 1278"><u>なお、電源車の配備にあたり、高圧電源車の場合、電気主任技術者の立会いが必要であることに留意する。</u></p>

現行	改正案
	<p><u>(4) 給水支援</u>  飲料水の供給については、「災害応急対策編 第1章 第11節 生活救援」に準ずる。</p> <p><u>(5) 入浴等支援</u>  市有施設を入浴又はシャワー利用のために開放することを検討する。  また、必要に応じて、自衛隊に対し、入浴又はシャワー利用のための支援を要請する。</p> <p><u>(6) 市有施設の開放</u>  市有施設を休憩スペース等として市民等に向けて開放することを検討する。</p> <p><u>(7) 市民等への広報等</u>  市は、上記内容をはじめとする応急対策を実施していることを広報するとともに、停電により生じ得る危険性について周知する。</p>